



令和5年11月27日

上場会社名 多木化学株式会社
代表者 代表取締役社長 多木 隆元
(コード番号 4025 東証プライム)
問合せ先責任者 総務人事部長 岡本 修
(TEL 079-437-6002)

当社グループ従業員への株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、令和5年11月27日開催の取締役会において、当社グループの従業員に対するインセンティブプランとして、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、当社及び当社子会社の従業員（以下、「従業員」という。）のための福利厚生の増進策として、従業員に対して、当社の従業員持株会（以下、「本持株会」という。）を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式の取得機会を提供することによって、従業員の財産形成の一助となることに加えて、従業員が本持株会を通じて当社株式を所有することにより経営参画意識を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入する従業員のうち本制度に同意する者（以下、「対象従業員」という。）に対し、当社が譲渡制限付株式の割当てのための特別奨励金として、金銭債権（以下、「本特別奨励金」という。）を支給し、対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出して、本持株会が対象従業員から拠出を受けた本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、本持株会が譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けます。対象従業員は、本持株会を通じて譲渡制限付株式の持分を取得することになります。

3. その他

譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的な内容につきましては、当社取締役会において決定されます。

今後、具体的な内容が決まりましたら、速やかに開示いたします。

以上